

令和4年4月1日前に開始した事業年度等の別表等の記載に当たって

令和4年4月1日前に開始した事業年度（令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第2条第12号の7に規定する連結子法人の令和2年旧法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含みます。）の別表等の記載に当たっては、記載要領中次の(1)から(7)までに掲げる規定には、次の(1)から(7)までに定める規定を含むものとしてご使用ください。

- (1) 法人税法の各規定 その規定に対応する令和2年改正前法（令和2年改正法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年旧法をいいます。以下同じです。）の規定
- (2) 令和4年改正前の法人税法の各規定 その規定に対応する旧令和2年改正前法（令和4年改正前の令和2年改正前法をいいます。）の規定
- (3) 措置法の各規定 その規定に対応する令和2年改正前措置法（令和2年改正法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法をいいます。以下同じです。）の規定
- (4) 令和4年改正前の措置法の各規定 その規定に対応する旧令和2年改正前措置法（令和4年改正前の令和2年改正前措置法をいいます。）の規定
- (5) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の各規定 その規定に対応する令和2年改正法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定
- (6) 法人税法施行令の各規定 その規定に対応する令和2年改正前令（令和2年6月改正令附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年6月改正前の法人税法施行令をいいます。以下同じです。）の規定
- (7) 令和4年改正前の法人税法施行令の各規定 その規定に対応する旧令和2年改正前令（令和4年改正前の令和2年改正前令をいいます。）の規定

以上